

【6. 病児保育 託児所内について】

原則として、病児保育以外は朝または登園時健康状態が良い方のみお預かりとします。

①学校法定伝染病に定められている病気又はインフルエンザの場合、症状が**完全に完治**するまではルームでのお預かりはできません。

水疱瘡、風疹、手足口病等の学校法定伝染病またはその他病気の場合はその旨早急にお知らせください。医師の許可が下り、症状が完全に完治するまで、ルームでのお預かりはできません。**病院で「治癒証明書」を貰ってください。シッター対応可です。**

②お子様の具合が悪くなったときは保護者様にご連絡いたします。お預かり中に学校法定伝染病に定めている病気又はインフルエンザの症状やその他の病気の症状が認められた場合、下痢が3回以上の排便があったときはご連絡させていただくことが原則です。

保護者様のご到着がどうしても遅くなるなどの場合、ご相談に応じて「病児保育」(④参照別途料金)に切り替えさせていただきます。

③お預かり時の発熱については、37.5度以上が確認された時に一度ご連絡させていただきます。病状悪化が見られる場合、再度ご連絡させていただきます。

④病状悪化時、緊急対応として保護者に連絡・ご相談の上、ベビーシッター同伴での小児科受診をさせていただく場合もございます(別途料金がかかります。ご了承ください)。

もし連絡がつかず、緊急を要する場合は、お子様の体調が最優先ですので、こちらの判断で病院へおつれする場合がございます。別途シッター、病児保育料金がかかりますがどうぞご了承ください。

⑤事前報告なき緊急の病状については、救急車を呼ぶこともございますので、ご了承ください。

⑥熱性けいれんを起こした事のあるお子さんは、事前に必ずお知らせください。発熱時のお預かりは基本的にできません。

--投薬について--

日本保育園保険協議会の指示に基づき、次のように対応させていただきますのでご協力お願いいたします。

①園児を診察した医師が処方し薬局で調剤したものを、医師の指示に従って対応いたします。医師からの指示書があれば、**必ず添付して、一回分小分けにしてご持参**ください。

②坐薬、市販の薬については対応いたしません。

③こちらで用意しました「病児のお預かりに関しまして」をご記載頂き、投薬のところにサインをお願いいたします。